

長野県医療審議会 公募委員募集要項

長野県健康福祉部医療政策課

1 趣 旨

長野県医療審議会は、医療法の規定に基づき設置される審議会で、同法に規定された事項について調査審議するほか、知事の諮問に応じ医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する機関です。

この審議会で、医療を受ける立場での活動を行う患者会又はNPO法人等の団体に所属されている方の御意見をお聞きし、今後の本県の医療行政に反映させていくため、「長野県医療審議会」の委員を公募します。

2 募集人数 2～3名

3 応募資格 次の条件をすべて満たす方とします。

- (1) 県内に居住する方で、令和7年4月1日現在で満20歳以上の方
- (2) 長野県の医療について関心を持ち、今後の本県の医療施策について意見を述べることができる方
- (3) 県内で医療を受ける立場での活動を5年以上行っている患者会又はNPO法人等の団体に所属し、その団体の推薦を受けた方
- (4) 年2～4回程度開催される審議会に出席できる方

4 任 期 2年間（令和7年7月からの予定）

5 応募方法

- (1) 申込書に必要事項を記入し、「医療を受ける立場での活動経験を通して思う長野県の医療に関する課題と提案」をテーマとする小論文（800字程度、様式自由。）及び所属する患者会又はNPO法人等の団体の推薦書を添えて提出してください。
- (2) 提出方法は、郵送、ファクシミリ又は持参のいずれかとします。
- (3) 郵送による場合は、募集期間最終日の消印有効とします。
- (4) 提出いただいた書類は返却しません。

6 募集期間 令和7年6月3日（火）から令和7年6月24日（火）まで

7 選考方法

- (1) 書類選考及び面接により決定します。
- (2) 面接は、書類選考で選ばれた方を対象に行います。
- (3) 書類選考の結果は、令和7年6月下旬（予定）に応募者に通知します。

8 応募先・問合せ先

〒380-8570（住所記載不要）長野県健康福祉部医療政策課企画管理係
電 話：026-235-7145 F A X：026-223-7106

9 そ の 他

- (1) 審議会は原則として公開で行いますので、委員としての意見は公表されます。
- (2) 委員には、長野県の規定に基づいて報酬及び旅費が支給されます。
- (3) 応募書類等の個人情報、選考の目的のみに使用します。